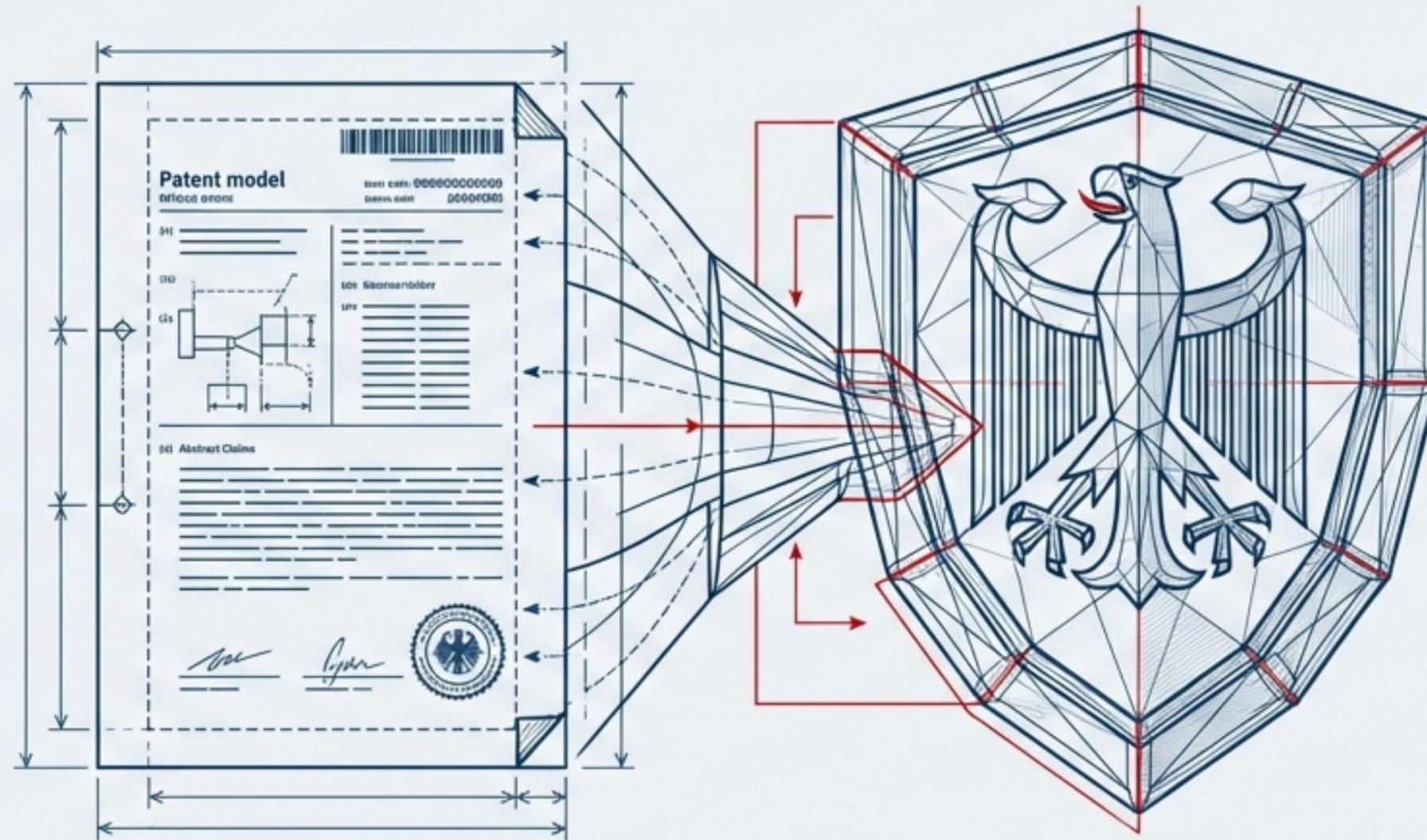
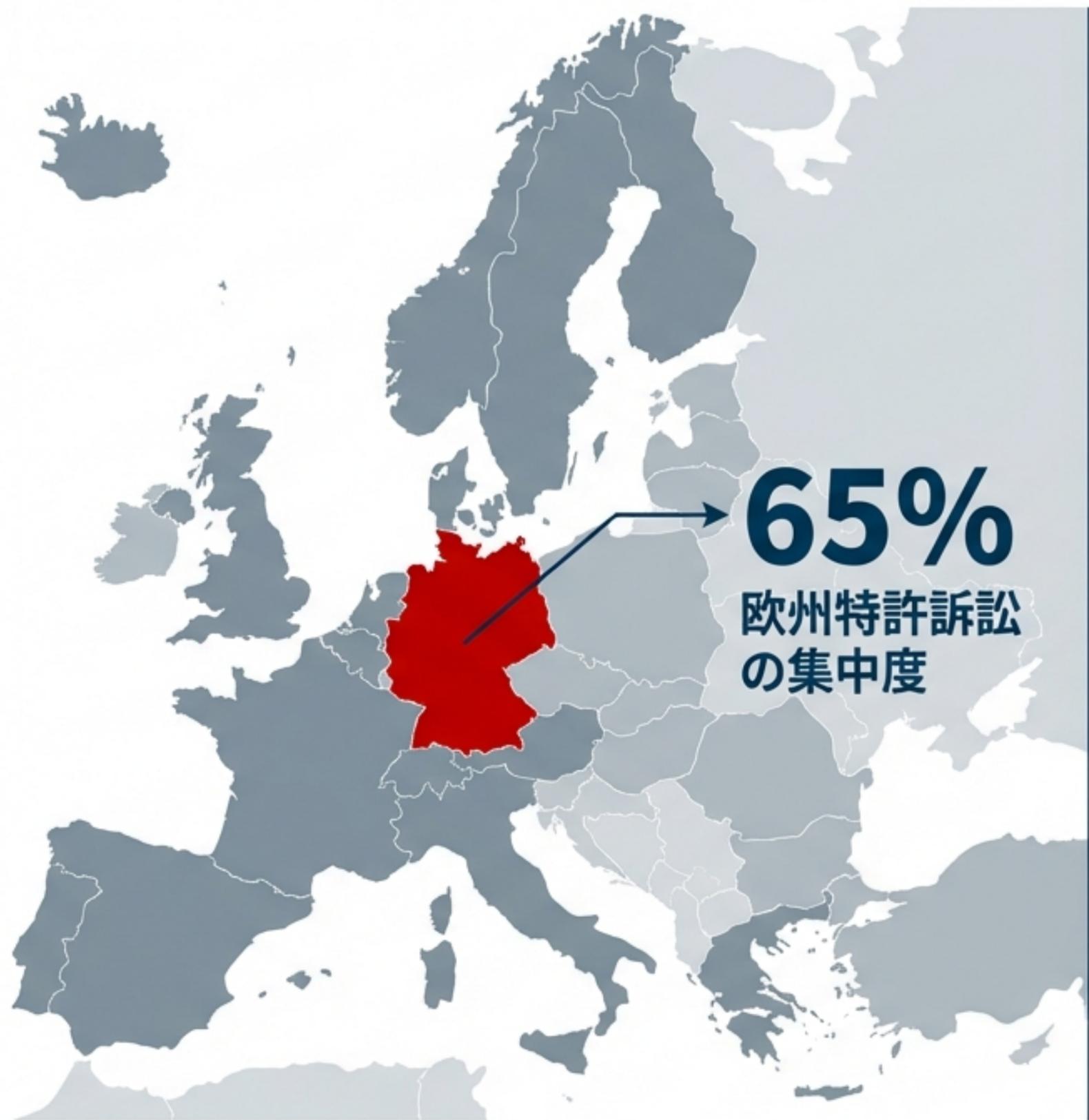


ドイツ実用新案：グローバル知財戦略の「隠れた最強ツール」

法的構造、分岐出願戦略、そしてUPC時代の新たな防衛的価値





欧州最大の「訴訟法域」で 勝つための戦術

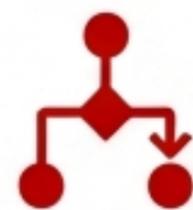
ドイツ実用新案 (Gebrauchsmuster) は、「小発明」のための安価な権利ではない。特許を補完し、競争を即座に排除するための「戦略的・攻撃的ツール」である。



圧倒的なスピード:
出願から登録まで数週間～数ヶ月



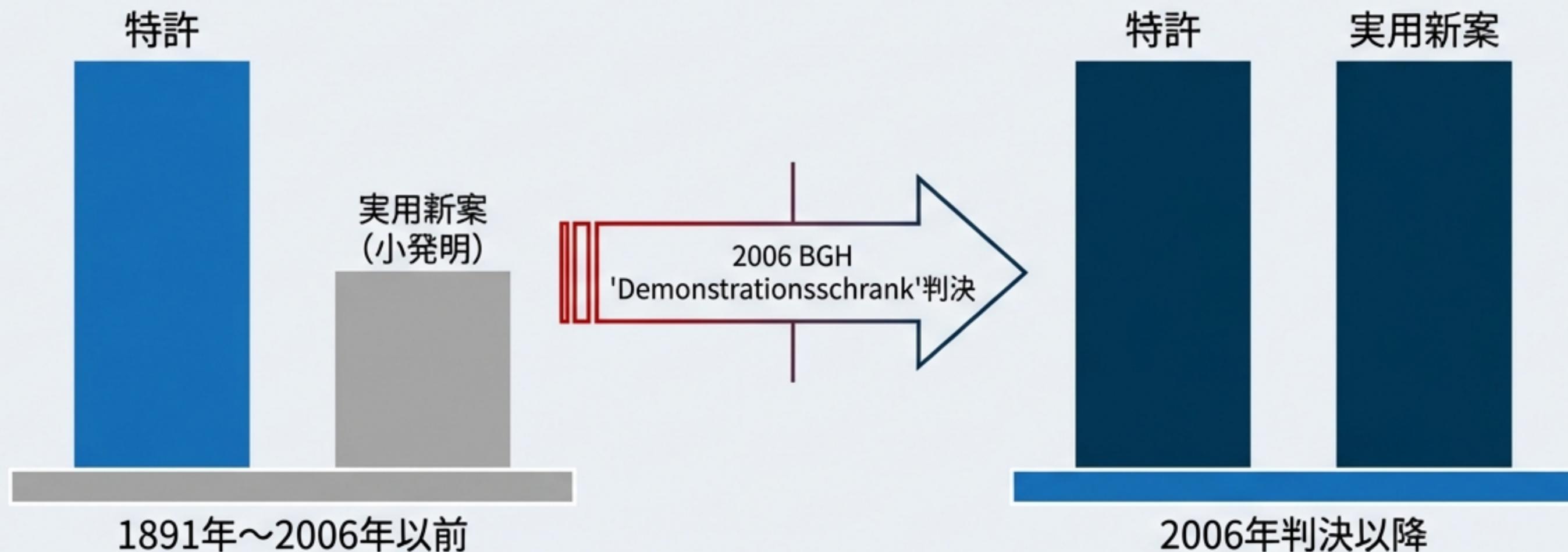
強力な法的効力:
差止・賠償請求権は特許と同等



分岐出願 (Abzweigung):
特許から派生させる「分身」戦術

「小発明」の神話は2006年に崩壊した

2006年 連邦通常裁判所 (BGH) 判決 'Demonstrationsschrank' 事件



かつては「小発明」用の低いハードルとされたが、現在は進歩性において特許と「質的な違いはない」と判示されている。

審査を待たずに権利化する「無審査登録主義」



新規性喪失の例外 (Grace Period)

出願前 6ヶ月以内

の自己開示はセーフ。
欧州特許庁 (EPO) にな
い、ドイツ独自の強力な
セーフティネット。

最強の戦術：分岐出願（Abzweigung）のメカニズム



係属中の特許出願から、優先日を維持したまま実用新案を「派生」させる。
ダブルパテント（二重保護）は合法。

分岐出願の戦略的ユースケース



1. The Ambush (待ち伏せ攻撃)

状況：

特許審査中に競合他社が模倣品を発売。

アクション：

→ 即座に実用新案を分岐登録し、**警告・差止訴訟**を提起。



2. Claim Tailoring (クレーム・テーラリング)

状況：

競合製品の仕様が判明。

アクション：

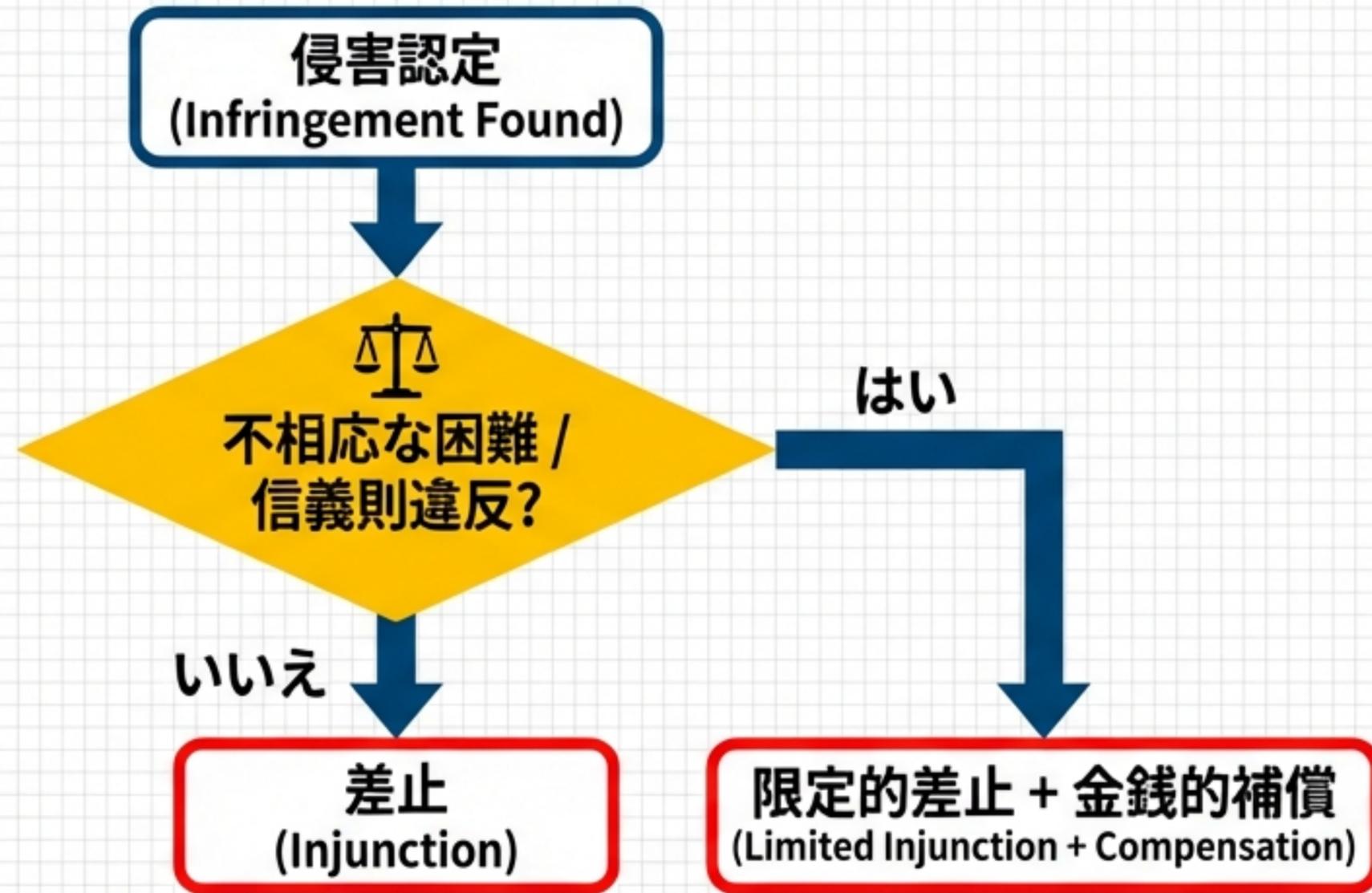
→ 競合製品を**ピンポイントで狙い撃ち**する**クレーム**に補正して実用新案化。**回避不可能な攻撃**を実現。

日本の常識を捨てる：日独制度の決定的な違い

	 日本 (Japan)	 ドイツ (Germany)
権利行使の前提	特許庁の「技術評価書」提示が必須	評価書不要 (即座に警告・提訴が可能)
有効性の判断	ダブルトラック (無効審判を待つ)	侵害裁判所が一元的に判断 (迅速な判決)
対象 (Subject Matter)	物品の形状・構造のみ	方法を除くすべて (化学物質、医薬品も保護対象)

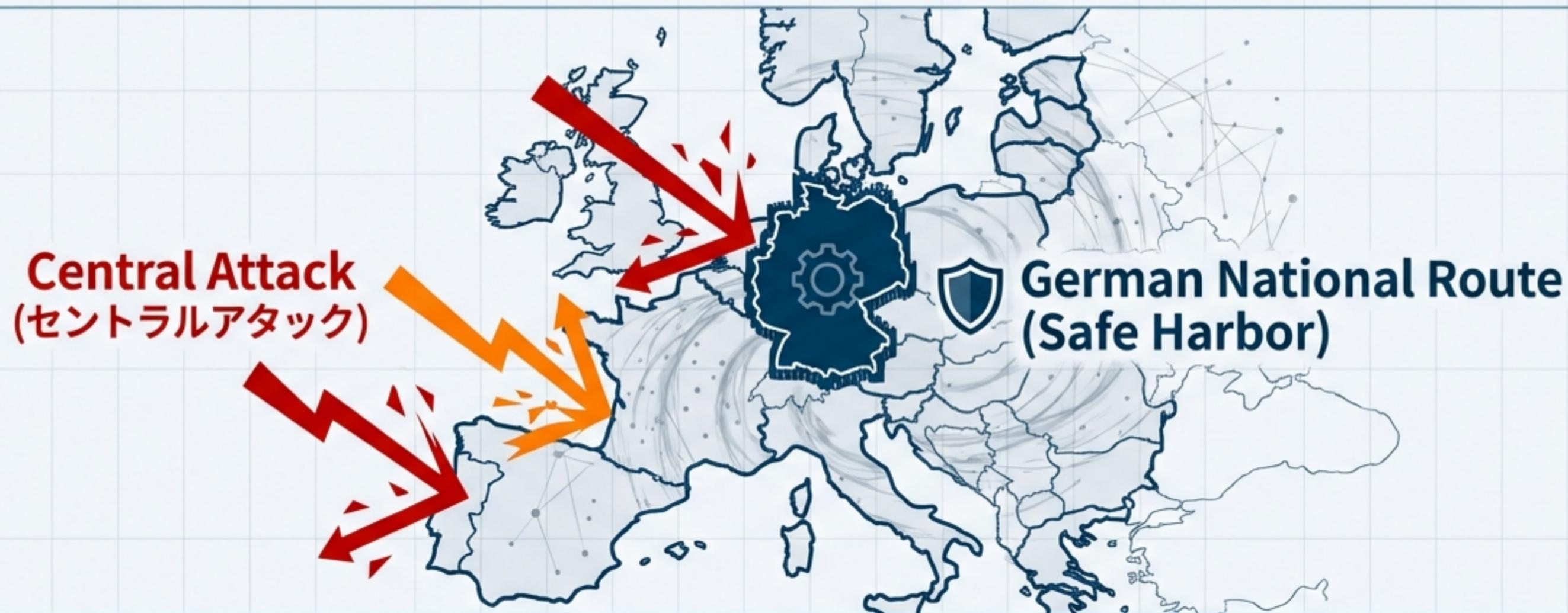
2021年法改正：差止請求と「比例原則」の導入

特許法第139条 / 実用新案法第26a条



自動車産業や複雑なサプライチェーン製品では「比例原則」の抗弁が重要化したか、依然として権利者有利の原則は維持。

UPC時代の「安全地帯 (Safe Harbor)」として



⚠ Risk: UPCでの無効判決 = 全加盟国での権利喪失 (Central Attack)

✓ Solution: ドイツ実用新案はUPC管轄外。EP特許が潰されても、欧州最大市場（ドイツ）の権利は温存できる。

ハイブリッド・ポートフォリオの構築



Speed (Gap Protection)

特許成立までの空白期間を埋める。



Grace Period (Safety Net)

自己開示後の事後的な権利化。



Branching (Flexibility)

競合製品に合わせたクレーム補正
(テーラリング)。



UPC Shield (Risk Hedge)

セントラル・アタックに対する保険。

結論：ドイツ市場における「近接戦闘」に備えよ



Action Items:

- 単なる特許出願だけでなく、係属中のEP出願について「分岐 (Abzweigung)」の可能性を検討せよ。
- 特に、製品ライフサイクルが短い分野や、激しい競争環境にある技術については、今すぐポートフォリオの再点検を推奨する。

参考文献・ソース

ドイツ特許商標庁 (DPMA) 統計資料

2006 BGH 'Demonstrationsschrank' Decision

German Patent Act (PatG) Sec. 139 /
Utility Model Act (GebrMG) Sec. 26a

Excerpts from "ドイツ実用新案と論説の徹底解説"